第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

二　少子・高齢化社会等への対応

1　営業者に期待される役割

営業者は、高齢者や障害者、妊産婦、子育て・共働き世帯が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

⑴　積極的なバリアフリー対策の実施
⑵　車椅子用の鑑賞スペースの確保
⑶　バリアフリー映画の普及に向けた取組
⑷　託児施設との連携
⑸　授乳室やベビーチェアの設置
⑹　身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
⑺　従業員に対する教育及び研修の充実・強化
⑻　地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
⑼　受動喫煙の防止
⑽　高齢者、障害者、妊産婦等への優しい環境の実現

2　組合及び連合会に期待される役割

高齢者、障害者等の利便性を考慮した施設設計やサービス提供に係る研究の実施

3　日本政策金融公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

三　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1　営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対して興行場営業の存在、提供する商品やサービスの内容及び営業の社会的役割・意義をアピールするとともに、地域で増加する生活弱者（高齢者、障害者、子育て・共働き世帯）の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置づけが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生・強化や商店街の活性化につなげること。

⑴　地域の街づくりへの積極的な参加
　ア　祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
　イ　商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出
⑵　地域、地方公共団体、関係機関との連携による災害時の帰宅困難者への支援
⑶　福祉施設等での移動映画の上映
⑷　共同ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
⑸　地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力
⑹　青少年への風紀面での配慮
⑺　災害対応能力及び危機管理能力の維持向上

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
⑵　業種を超えた相互協力の推進
⑶　地域における特色ある取組の支援
⑷　自治会、町内会、地区協議会、ＮＰＯ、大学等との連携活動の推進
⑸　商店街役員への興行場営業の若手経営者の登用

四　東日本大震災への対応

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取り組みを進めていくこと。

1　営業者に期待される役割

⑴　被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
⑵　被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
⑶　節電・省エネへの適切な対応

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
⑵　節電啓発や節電行動に対する支援
⑶　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置

3　国及び都道府県

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

⑴　被災営業者の営業再開のための施策
⑵　東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策

4　日本政策金融公庫に期待される役割

被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施

○厚生労働省告示第七十七号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、飲食店営業（すし店）の振興指針（平成二十一年厚生労働省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十三日　　厚生労働大臣　田村　憲久

飲食店営業（すし店）の振興指針

すし店営業（主としてすしを扱う飲食店営業をいう。）の営業者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、飲食店営業（すし店）の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

第一　すし店営業を取り巻く状況

一　すし店営業の事業者の動向

すし店営業は、伝統的飲食業種として国民の日常生活に密接に関連し、食生活の充実と日本の食文化に大きく貢献してきた。しかし、近年、消費者の食生活の多様化及び嗜好の変化、法人等の交際費による需要の減少、原材料の価格上昇、「回転すし」に代表されるようなチェーン店を中心とした新規開業の増加、持ち帰り専門店や宅配専門店との競争の激化など、すし店営業を取り巻く経営環境は大きく変化している。